

みよし市民生委員推薦会

— 次 第 —

と き 令和元年8月19日(月)
午後3時30分から
ところ 市役所3階 研修室4・5

- 1 あいさつ
- 2 委員長の選任
- 3 愛知県民生委員・児童委員推薦基準について
- 4 民生委員・児童委員の推薦について
- 5 その他

民生委員推薦会委員名簿

(令和元年8月1日現在)

任期	平成29年4月1日～令和2年3月31日			備考	
職名	氏名	民生委員推薦会規則選出区分			
委員	藤川 仁司	規則2条1号	市議会議員	市議会議長	
委員	水谷 正邦			文教厚生委員長	
委員	野々山 勝利	規則2条2号	民生委員	民生児童委員協議会 会長	
委員	梅川 小夜子			民生児童委員協議会 副会長	
委員	天石 惇郎	規則2条3号	社会福祉事業 の実施に関係 のある者	シルバー人材センター 会長	
委員	鈴木 睦子			社会福祉法人あゆみ会 理事長	
委員	鈴木 伸幸	規則2条4号	社会福祉関係 団体の代表者	いきいきクラブ連合会 会長	
委員	加藤 亘			みよし市子ども会育成 連絡協議会会長	
委員	松本 美佐	規則2条5号	教育に関係 のある者	教育委員会代表	
委員	吉野 嘉郎			校長会代表	
委員	加藤 良信	規則2条6号	学識経験 のある者	区長会代表	
委員	鈴木 淳			社会福祉協議会会長	
委員	酒井 喜市	規則2条7号	関係行政 機関の職員	副市長	
委員	太田 寿恵広			福祉部長	

みよし市民生委員推薦会規則

平成27年3月24日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）第7条の規定により、みよし市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の委員の定数その他推薦会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推薦会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、それぞれ2名以内を市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 民生委員
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 社会福祉関係団体の代表者
- (5) 教育に関係のある者
- (6) 学識経験のある者
- (7) 関係行政機関の職員

(会議の非公開)

第3条 推薦会の会議は、非公開とする。

(幹事及び書記)

第4条 推薦会の幹事及び書記は、市福祉事務所職員をもってこれに充てる。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要なことは、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

民生委員法（抜粋）

（昭和二十三年七月二十九日）

（法律第九十八号）

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当っては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の児童委員としても、適当である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たっては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

第7条 都道府県知事は、民生委員推薦会の推薦した者が、民生委員として適当でないことを認めるときは、地方社会福祉審議会の意見を聴いて、その民生委員推薦会に対し、民生委員の再推薦を命ずることができる。

2 前項の規定により都道府県知事が再推薦を命じた場合において、その日から20日以内に民生委員推薦会が再推薦をしないときは、都道府県知事は、当該市町村長及び地方社会福祉審議会の意見を聴いて、民生委員として適当と認める者を定め、これを厚生労働大臣に推薦することができる。

第8条 民生委員推薦会は、委員若干人でこれを組織する。

2 委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱する。

3 民生委員推薦会に委員長一人を置く。委員長は、委員の互選とする。

4 前三項に定めるもののほか、委員長及び委員の任期並びに委員長の職務その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

民生委員法施行令（抜粋）

（昭和二十三年八月十日）

（政令第二百二十六号）

- 第1条 民生委員推薦会の委員長の任期は、民生委員推薦会においてこれを定める。
- 2 民生委員推薦会の委員の任期は、3年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が左の各号の一に該当する場合には、任期中であっても、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、これを解嘱することができる。
- 一 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 二 委員たるにふさわしくない非行のあつた場合
- 4 委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、前項の規定に従い解嘱せられるものとする。
- 第2条 民生委員推薦会の委員長は、会務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ民生委員推薦会の指定する委員が、その職務を代理する。
- 第3条 民生委員推薦会の委員長は、民生委員推薦会を招集し、その議長となる。
- 第4条 民生委員推薦会は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 第5条 民生委員推薦会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否が同数であるときは、議長がこれを決する。
- 第6条 民生委員推薦会に幹事及び書記を置き、市町村長がこれを命じ、又は委嘱する。
- 2 幹事は、委員長の命を受けて庶務を整理し、書記は、委員長及び幹事の指揮を受けて庶務に従事する。
- 第7条 前各条で定めるものの外、民生委員推薦会の委員の定数その他民生委員推薦会に関し必要な事項は、市町村長がこれを定める。